

平成30年度 第5回葛飾区農業委員会総会議事録

(平成30年8月20日)

1 日 時 平成30年8月20日(月) 午前10時30分

2 場 所 テクノプラザかつしか 第2会議室

3 出欠席

出席者【委員】 委員 木下 憲明
委員 若林 武人
委員 柴田 清
委員 清水 慶治郎
委員 志田 實
委員 石田 實
委員 清水 克幸
委員 持田 昌弘
委員 佐野 慶一
委員 伊藤 よしのり
委員 くぼ 洋子
委員 前田 芳幸

【事務局】 産業観光部長 酒井 威
産業経済課長 安井 喜一郎
経済企画係長 鈴木 正明
経済企画係員3名 阪元 栗木 久保

4 議 事 (1)開会
(2)議案(第1号)
(3)報告事項等
(4)その他
(5)閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から平成30年度第5回葛飾区農業委員会総会を開会いたします。
庶務報告を【事務局】からお願いします。

【事務局】

本日の出席委員は12名です。農業委員会法第27条3項の規定により、出席者が総委員数の過半数を超えていますので本会は成立いたします。

【議長】

次に、議事(議案第1号)について事務局よりお願いします。

【事務局】

それでは議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、お手元の資料により、ご説明いたします。

本件は被相続人「A」氏より相続した生産緑地地区について、相続人「B」氏が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが提出されたものであります。

今回相続税の納税猶予制度の適用を希望している生産緑地地区は、「別表1 特例適用農地等の明細書」に記載されている生産緑地地区となります。農業委員の皆さまにおかれましては、「B」氏が本制度の適格者であるかについてご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

本件についてご質問、ご意見があればお願いいたします。

いかがでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】

異議なしと認め、「B」氏が適格者であることを証明することといたします。

続きまして、議事(3)報告事項等を事務局よりお願いします。

【事務局】

それでは、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは引き続き、(4)その他の資料について【事務局】よりお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料1をご覧ください。「農地管理推進月間(農地パトロール)の実施」について説明いたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料2「第2回改正生産緑地法等説明会及び農業者と農業委員会との意見交換会の開催」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料3「平成30年7月豪雨災害義援金の募集」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料4「第21回全国農業担い手サミット in やまがたの開催」について説明をいたします。

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

【前田委員】

農地パトロールで確認された管理不十分な農地については、しっかりと写真等で記録を残し、管理や指導を徹底する必要があると思います。

【若林委員】

今後は特定生産緑地の指定も控えているので、過去にあった農地の管理状況への苦情内容等もまとめておいた方が良いでしょう。

【議長】

管理不十分な農地に関する記録は、事務局にしっかりと整理しておいてほしいと思います。

それでは引き続き、(4)その他の参考資料について**【事務局】**よりお願いいたします。

【事務局】

8月3日に行われました、「都市農地保全推進自治体協議会会員自治体主管課長会」での資料を説明いたします。

(別紙にて説明)

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

【持田委員】

「都市農地貸借円滑化法」に関して議論されている、新たな「主たる従事者」の定義は、これまでに締結された貸借契約にも適用されるのでしょうか。

【事務局】

都市農地貸借円滑化法の施行以後(9月以降)、都市農地貸借円滑化法又は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づいて生産緑地を貸借した場合に適用されます。

【議長】

他にないようですので、これにて、平成30年度第5回葛飾区農業委員会総会を閉会いたします。